

入札説明書

令和8年度電気工事士免状作成等業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年3月13日（金）

2 入札説明書に関する質問受付期間等

- (1) 受付期間 令和8年3月13日（金）から令和8年3月18日（水）まで
土曜日、日曜日を除く毎日午前9時から12時及び午後1時から午後5時まで
- (2) 受付場所 郵便番号371-8570
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県総務部消防保安課保安係
電話027-226-2247（ダイヤルイン）

3 入札に付する事項

- (1) 業務名称 令和8年度電気工事士免状作成等業務
- (2) 業務内容等 令和8年度電気工事士免状作成等業務委託仕様書及び電気工事士免状作成等委託業務マニュアルのとおり
- (3) 数量 令和8年度電気工事士免状作成等業務委託仕様書のとおり
- (4) 納入場所 令和8年度電気工事士免状作成等業務委託仕様書のとおり
- (5) 契約期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

4 入札に参加する者に必要な資格の要件

この公告の入札に参加できる者は、群馬県の令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「物件等資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県財務規則第170条第2項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く）

く)でないこと。

(6) 物件等資格者名簿において、本社又は委任先営業所の所在地が群馬県内であること。

(7) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に精通している者であること。具体的には、次のいずれかの要件を満たす者であること。

- ①代表者又は従業者が電気工事士の資格を有している者
- ②電気工事士の試験に係る業務を行っている者
- ③電気工事士の養成に係る業務を行っている者
- ④電気工事士の講習に係る業務を行っている者

5 入札参加資格の確認

(1) この公告の入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書(以下「申請書」という。)を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

- ①提出期間 入札公告の日から令和8年3月18日(水)までの土曜日、日曜日を除く毎日午前9時から12時及び午後1時から午後5時まで
- ②提出場所 郵便番号371-8570
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県総務部消防保安課保安係
電話 027-226-2247(ダイヤルイン)
- ③その他 申請書及び資料は、原則として、持参又は郵送(必着)により提出するものとし、電送による場合は、入札執行までに本書を提出すること。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限をもって行うものとし、その結果については令和8年3月24日(火)までに通知する。

(3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。

(4) その他

- ①提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- ②提出された書類は返却しない。

6 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時 令和8年3月26日(木) 午前10時から

(2) 場所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県庁7階 オペレーションルーム3

- (3) その他 競争入札の執行にあたっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（入札参加資格確認通知書）を持参すること。

8 入札方法等

- (1) 入札の方法は、入札者又はその代理人の直接持参による入札とする。ただし、代理人に入札をさせる場合には、入札に関する権限を代理人に委任したことを証明する書類（委任状）を入札時に提出すること。
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。
- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- なお、記載する金額は、それぞれの業務に対応する単価及び令和8年度電気工事士免状作成等業務委託仕様書に掲げる件数で算出した総額とすること。
- (5) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (6) 1回目の入札において落札者がいないときは、2回目の入札を行うことがある。2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

9 入札保証金 免除

10 開札

開札は、6に掲げる入札執行の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

11 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
- ①入札に参加する資格を有しない者の入札
 - ②申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ③入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
 - ④入札に際し不正の行為があったとき。
 - ⑤入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。

⑥代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき。

⑦その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

1.2 落札者の決定方法

群馬県財務規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、各単価がそれぞれ予定価格以下、かつ、予定総額の一番低い入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札者をした者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事項に関係のない県職員にくじを引かせる

1.3 契約書の作成

別紙、契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

なお、落札者は契約締結に先立って別紙、課税（免税）事業者届出書を提出すること。

1.4 契約保証金 免除

1.5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手續以外の目的で使用してはならない。

(4) 令和8年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件入札について停止等を行うことがある。

(5) 当該入札の落札決定の効果は、令和8年4月1日に令和8年度予算発効時において効力を生ずる。契約の締結は令和8年4月1日とする。